

○国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議規程

令和4年2月3日
学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第20条第1項の規定に基づき設置される国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(任務)

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学長の選考に関すること。
 - (2) 学長の任期に関すること。
 - (3) 学長の解任に関すること。
 - (4) 業務執行状況の確認に関すること。
 - (5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第4項に規定する大学総括理事の設置に関すること。
- 2 前項に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(組織)

第3条 学長選考・監察会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人宮崎大学教育研究評議会評議員（学長を除く。）のうち、教育研究評議会が選出した者
 - (2) 国立大学法人宮崎大学経営協議会規程第3条第1項第3号に定める学外委員
- 2 前項第1号及び第2号の委員の数は、同数とする。

(議長)

第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 学長選考・監察会議は、3分の2以上の委員の出席をもって議事を開くものとする。ただし、第3条第2号の委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。ただし、学長候補者の最終選考に関する議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長選考・監察会議委員の交代)

第6条 学長選考・監察会議委員は、国立大学法人宮崎大学学長選考細則第3条第1項及び第3項の規定により被推薦者となったときは、委員の職を退かなければならない。

- 2 前項により委員会の委員に欠員が生じたときは、第3条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱う。
 - (1) 第3条第1項第1号の委員が被推薦者となったときは、教育研究評議会から委員を補充する。
 - (2) 第3条第1項第2号の委員が被推薦者となったときは、同項第1号の委員から同数を減じる。

(事務)

第7条 学長選考・監察会議の事務は、企画総務部総務広報課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続きその他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人宮崎大学学長選考会議規程（平成16年4月1日学長選考会議決定）は、廃止する。